

令和3年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の取り組み(案)

1. 自立支援協議会(全体会議・定例会議・研修会)

(場所) 草津市役所

回	日程	時間	種別	会場	内容(テーマ)	備考
77	5月31日(月)		全体会議	—	前年度の報告、今年度の取り組みについて	書面会議
78	7月8日(木)	9:30~11:30	定例会議	8階 大会議室	新型コロナウイルス感染症 対策の取り組み	
79	9月22日(水)	9:30~11:30	研修会	8階 大会議室	虐待対応・権利擁護	市民にも 公開
80	11月18日(木)	13:00~16:00	定例会議	2階特大 大会議室	検討中	
81	3月18日(金)	9:30~11:30	定例会議	8階 大会議室	検討中	

※場所はオンライン会議など変更する場合があります。

2. 新型コロナ対策の検討

<前年度の状況>

- ・濃厚接触者への支援の手引き作成。
- ・新型コロナウイルス完成疑い発生時の対応フロー及び家族の要請等により利用者の支援に至る流れの作成。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策研修会の開催。

<未整備な点>

- ・手引きは作成したが、支援スタッフの募集をしておらず、実用には至っていない。→募集の仕方については検討が必要。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策研修会は実施したが、依然防護服の着方や対策の仕方など理解、周知がされていない。
- ・新型コロナウイルス感染に関する様々な想定、シュミレーションが不十分である。

上記未整備な部分に関しては地域全体としての課題であり、地域が連携して取り組まなければならない。また、現在、ワクチン接種がなされているがまだまだ、収束の兆しが見えない。よって、今回、対策や対応を再度検討していくとともに、様々な角度から考える場を持ちたい。

3. 令和3年度草津市相談支援体制検討プロジェクトの開催予定

(1) 会議の方向性

令和2年度に検討した事項について、草津市の相談体制のより良い体制についてまとめを行う。
プロジェクト会議の集約として提言書を作成する。

提言書に基づく今後の進捗管理の方法について検討する。

(2) 報告の方法

- (1) 草津市障害児（者）自立支援協議会の運営会議に提案
- (2) 草津市障害児（者）自立支援協議会定例会での報告
- (3) 草津市に提言書の提出

4. 相談支援部会

令和3年度 草津市障害児（者）自立支援協議会「相談支援部会の開催日」

開催時間 13：00～15：30 場所 草津市障害者福祉センター

月日	曜日	テーマ（案）
5月19日	（水）	相談支援とは・相談の仕組み（報酬改定について等）
7月21日	（水）	事例検討（支援機関が多く介入している多問題家庭への支援・子ども・高齢者）
9月15日	（水）	介護保険制度の流れ（介護保険と障害福祉サービスの違い・スムーズな移行）
11月17日	（水）	相談支援事業の成り立ちと相談支援の質の向上
1月19日	（水）	事例検討（本人の自立を支援するうえでの困難事例等）
3月16日	（水）	交流・懇談会

5. 子ども支援部会

1. 目的や参加機関

医療的ケア児の支援について、医療、保健、教育、福祉等の関係機関で課題や必要な取り組みについて協議を行う。（要領参照）

2. 令和3年度の予定

日程	内容
第1回 7月頃	市内の医療的ケア児の実態把握やニーズ調査（令和元年度実施）にもとづき、保護者に対して、医療的ケア児の支援情報が十分伝わるようリーフレットの作成等に向けて必要な取り組みを進める。 調査の結果から、保護者の困りごとや希望として、①医療的ケア児の支援情報を知りたい、②災害時の避難場所や生活が不安、③子どもの育児（介助）に伴う身体的、精神的な負担が大きい等があげられている。
第2回 10月頃	上記と同様

(資料)

令和2年度 草津市医療的ケア児支援のための協議の場開催要領

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項及び同法を受けた「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日障発0603第2号）に基づいて、草津市医療的ケア児支援のための協議の場（以下「協議の場」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を図り、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 医療的ケア児とは、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）をいう。

(所掌事務)

第3条 医療的ケア児支援のための協議の場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療的ケア児支援のための協議の場の構成員による訪問・相談活動を通じ、医療的ケア児の支援ニーズや課題解決のための検討に関すること。
- (2) 関係機関の連絡調整や連携体制の整備に関すること。
- (3) 草津市障害児（者）自立支援協議会との連絡・調整に関すること。
- (4) その他医療的ケア児支援のための協議の場の開催ために必要な事業。

(組織)

第4条 協議の場の構成員は、草津市障害児（者）自立支援協議会の構成員のうち下記に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 障害児通所支援事業所等関係者
- (4) 相談支援機関
- (5) 保育・教育等関係者
- (6) 関係行政機関職員
- (7) その他、市長が認める者

(庶務)

第5条 医療的ケア児支援のための協議の場の庶務は、草津市子ども未来部発達支援センターにおいて行う。

第6条 この要領に定めるもののほか、医療的ケア児支援のための協議の場の運営に関し必要な事項は、医療的ケア児支援のための協議の場に諮って定める。